

<p>項 目</p>	<p>テレビジョン受信機用ブースターの輸入後におけるオプションユニットの追加</p>
<p>1 内容</p> <p>自社で設計・開発した製品（テレビジョン受信機用ブースター）を、海外製造事業者に生産委託し輸入し販売しています。この輸入した製品にD-ONU（光信号を電氣的デジタル信号に変換する装置）を組み込み「テレビジョン受信機用ブースター」として出荷することを検討しております。</p> <p>この場合、テレビジョン受信機用ブースター及びD-ONU共に、当社が設計・開発した製品であり、また、D-ONUを組み込んだ製品の電気用品名に変更がないことから、製造事業の届出を行い、製造事業者としての義務を履行する必要はなく、自社の責任において販売可能と考えて問題無いでしょうか。</p>	
<p>2 回答</p> <p>輸入した「テレビジョン受信機用ブースター」に、D-ONU（光信号を電氣的デジタル信号に変換する装置）を組み込み新たな「テレビジョン受信機用ブースター」を完成させる行為は、「テレビジョン受信機用ブースター」の製造行為に該当することから、製造事業の届出を行い、製造事業者としての義務を履行する必要があります。</p>	